

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 潮崎 憲司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 74 号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」の議案 1 件であります。

また、継続審査に付されておりました請願 1 件についても議題といたしました。

当委員会は、12 月 8 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 1 件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願 1 件については、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

「議案第 74 号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者が出産した場合における保険料を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正により、出産する方の属する世帯の保険料が減額されるのか、との質疑があり、理事者からは、妊娠 85 日以上経過した方の保険料部分について、単胎妊娠で 4 ヶ月分、多胎妊娠で 6 ヶ月分の所得割及び均等割の保険料を免除するものであり、世帯全員分の保険料を免除するものではない、との説明がありました。

次に、委員からは、本市全体でどれくらいの減額が想定されるのか、との質疑があり、理事者からは、令和 4 年度の本市における出産育児一時金の請求世帯数である 24 世帯を基に単胎妊娠で試算すると、減額対象期間中の 24 人分の保険料約 120 万円に対して、約 41 万円減額される、との説明がありました。

次に、委員からは、減額対象期間中に出産被保険者の世帯異動があった場合はどうなるのか、との質疑があり、理事者からは、出産被保険者が減額対象期間中に実際に世帯に属した月数に応じて、異動前の世帯と異動後の世帯の保険料を減額することとなる、との説明がありました。

次に、委員からは、出産による保険料の減額分の負担割合について質疑があり、理事者からは、国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 ずつの負担割合である、との説明がありました。

さらに、委員からは、市の負担部分に対する財源補てんはないのか、との質疑があり、理事者からは、制度の創設を受け、地方交付税の中で財源措置がなされ

ることになっている、との説明がありました。

次に、委員からは、第31条の3第1項の規定のうち、「保険料額」が「保険料率」に改められているが、保険料に影響はあるのか、との質疑があり、理事者からは、文言の変更により保険料が増減することはない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。